

## 審査事項 香川県漁業士の認定について

### 1 香川県漁業士認定の趣旨

優れた漁業青年の養成、中核的漁業者の選出を行い適格者として認められる者に対し、香川県青年漁業士、香川県指導漁業士（以下、指導漁業士、青年漁業士）として認定し、地域漁村のリーダーとしての役割を助長し、活力ある漁村社会の形成を推進させるもの（香川県漁業士認定要綱（以下、認定要綱）第1）。

令和4年3月に新たに3名が指導漁業士に認定され、本日現在、青年漁業士は14名、指導漁業士は94名（うち女性12名）となっている。

### 2 認定候補の選考審査

令和2年11月26日に、県内の漁業協同組合及び関係市町へ候補者の選出を依頼したところ、指導漁業士3名の候補者について、認定要綱第5に基づく認定証交付申請書、身上調書及び推薦書の提出があった。

この3名の候補者の選考審査について、認定要綱第6に基づき、令和3年1月27日に香川県水産審議会に対し、知事から諮問があった。

審議会において承認が得られれば、県は指導漁業士を認定し認定証を交付する。